
事務局資料

情報通信審議会情報通信政策部会
ドメイン名政策委員会
平成25年10月31日

インターネットドメイン名とは

インターネットドメイン名とは、IPアドレスを人が扱いやすい形で表記したもの。

(インターネットドメイン名の例)

ホームページ: http://www.

メールアドレス: t-yamada@

インターネットドメイン名

soumu.go.jp

soumu.go.jp

IPアドレス
106.187.105.44

ローカル部

ユーザーの申告等に基づき設定

サードレベルドメイン

ここでは
「soumu」=「総務省」

セカンドレベルドメイン

ここでは
「go」=「政府機関」

トップレベルドメインが「jp」の場合、

- 「**属性型**」JPDメイン
「ac.jp」(大学、教育機関)、
「co.jp」(企業)、「go.jp」(政府機関)、「or.jp」(非営利法人)など組織を表したものが9種類存在。
- 「**汎用**」JPDメイン
「toyota.jp」(トヨタ自動車)などが存在。

トップレベルドメイン

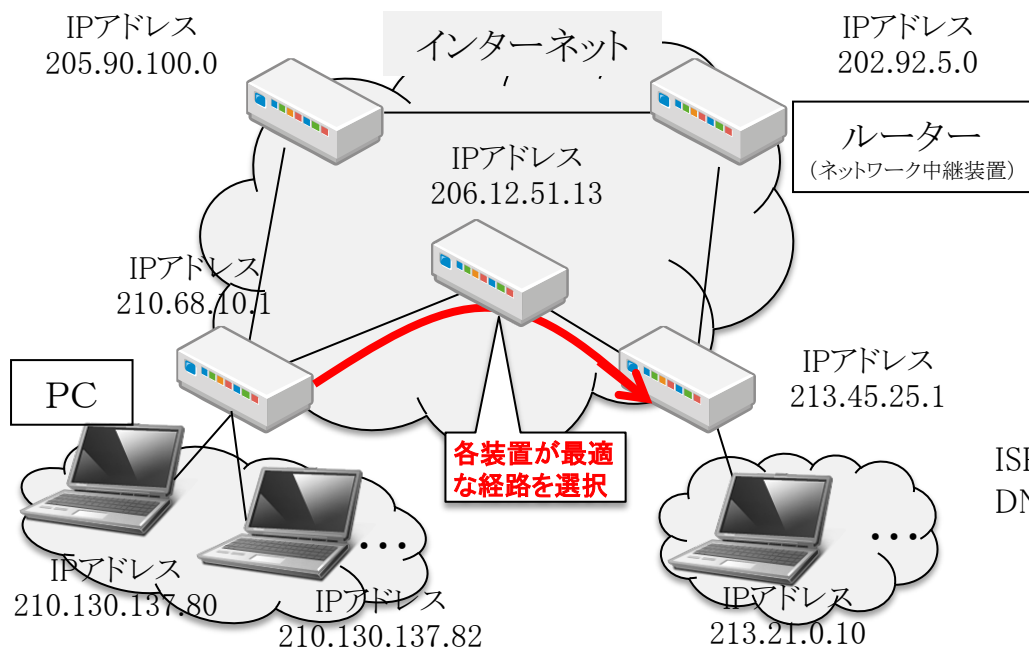
ここでは
「jp」=「日本」

- トップレベルドメインには、
- 「**国別**」(ccTLD)
「uk」(英国)、「cn」(中国)など国名を表したものが約200種類存在。
 - 「**分野別**」(gTLD)
「com」(商業組織)、「org」(非営利組織)など分野を表したものが22種類存在。

IPアドレスとドメイン名の比較(利用の仕組み)

IPアドレスの仕組み

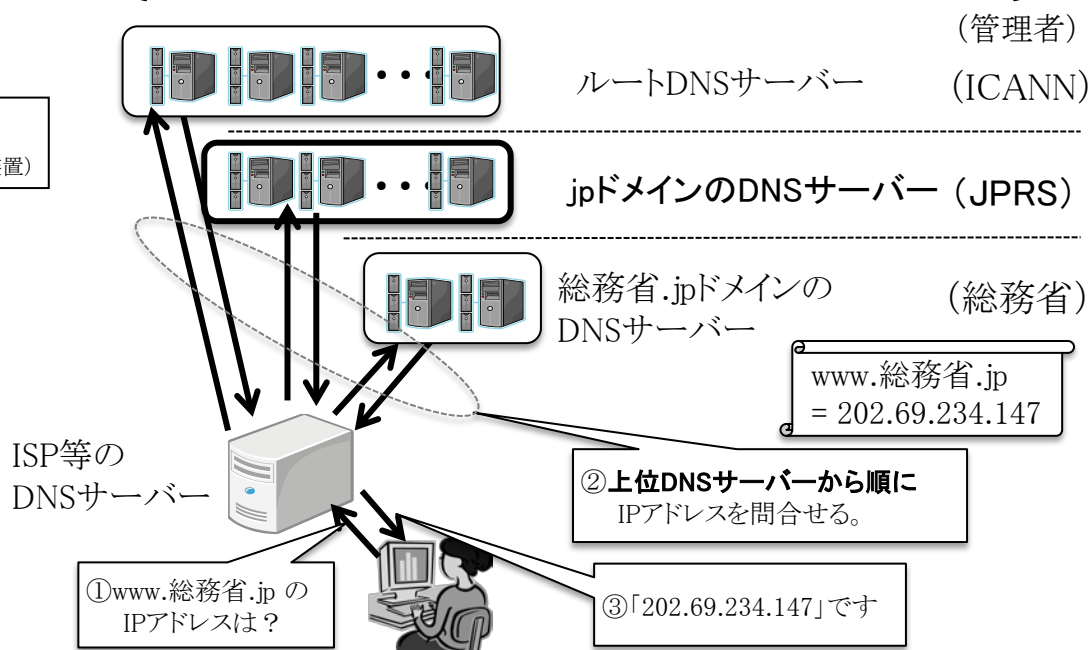
- インターネット上でIPパケットを目的のコンピューターに送付するには、**IPパケットの通り道を制御する仕組み(経路制御)**が必要。
- 経路制御では、ISP等の**ネットワーク管理者が、ネットワークを中継する装置(ルーター)やネットワークに属するPC等の端末にIPアドレスを設定**。ルーターが、経路に関する情報を互いにやりとりし、複数の経路の中から**最適な経路を選択**。



ドメイン名の仕組み

- **ドメイン名をインターネット上で利用するためには、対応するIPアドレスに変換する仕組み(DNS: Domain Name System)**が必要。
- DNSでは、**ドメインの各階層の管理者が管理情報(ドメインとIPアドレスの対応等)を自身のDNSサーバーに保持**。
- **DNSサーバーに問題があればそのドメイン名の利用が不可能**になる。

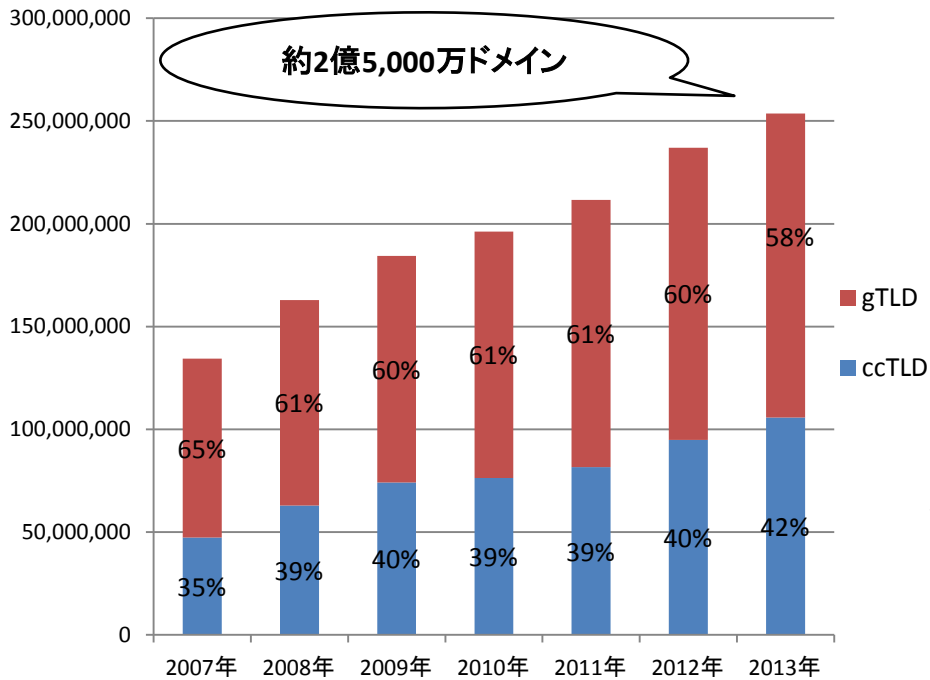
〔 例:jpドメインのDNSサーバーに障害が発生すれば、全てのjpドメインは利用できなくなる。 〕



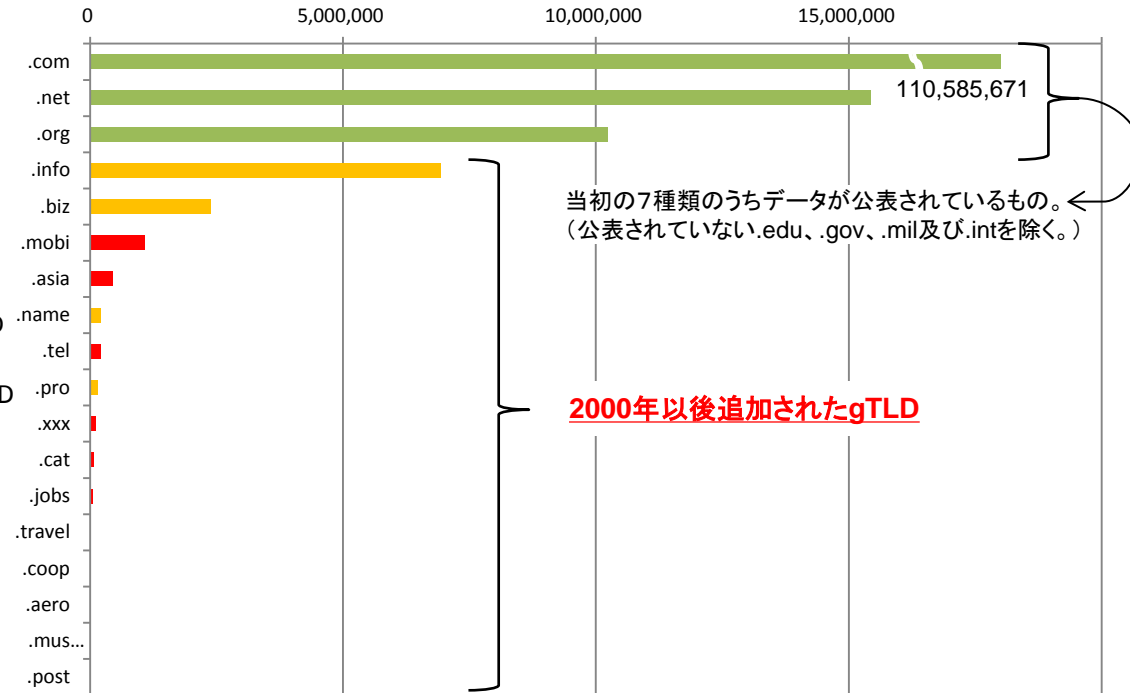
世界のドメイン名の登録数の現状

- 世界のドメイン名登録数は、**255種のccTLD**(国別トップレベルドメイン)と**22種のgTLD**(分野別トップレベルドメイン)の総計**約2億5000万件**(2013年1月時点)。このうち約6割がgTLD。直近の5年間(2008年～2013年)で約1億件の増。
- **gTLDは、当初「.com」、「.net」等7種であったが、2000年以後、ICANN(※1)において小規模かつ順次(※2)文字列を追加。**現在「.info」、「.biz」、「.mobi」等22種が運用。追加文字列のうち、特に、左記の3種は人気が高く、**総計が1,000万件超**の状況。

世界のドメイン名(ccTLD及びgTLD)の登録数推移(※3)



世界のgTLDの登録数(※4)



(※1) Internet Corporation for Assigned Names and Numbersの略。IPアドレスやドメイン名等のインターネット資源に関する国際的な管理・調整を行う米国の非営利法人。
 (※2) 1回目は、2000年に試験的実施の位置づけで限られた数を公募。同年11月、7つのgTLD(「.biz」「.info」「.name」「.pro」「.museum」「.aero」「.coop」)の追加が決定。2回目は、2003年に特定のコミュニティを代表するスポンサー組織の業界・分野に運用が制限される文字列を公募。2005年～2012年の間、個別評価され、8つのgTLD(「.jobs」「.travel」「.mobi」「.cat」「.tel」「.asia」「.xxx」「.post」)が追加。

(※3) アメリカのコンサルティング会社Architelos Inc.による推計。

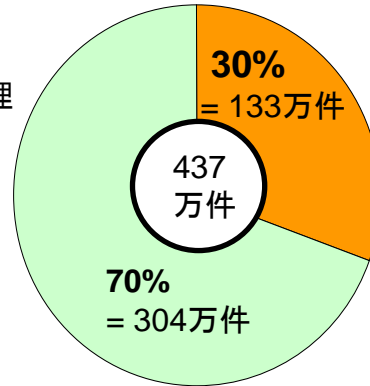
(※4) JPNIC(日本ネットワークインフォメーションセンター) News letter No.54(2013年7月号)より。(ICANN monthly reportの集計結果に基づく。)

国内のドメイン名の登録数の現状

- 国内のドメイン名の登録数は、一定の条件の下、**約437万件(2013年4月)と推計**(※1)。**約3割が「.jp」**。
- 国内において、トップレベルドメイン名の管理運営を行う事業者は「.jp」の(株)JPRS(※2)1社。また、ドメイン名の登録事業者の最大手はGMOインターネット(株)で、特にgTLDでの国内シェアは**約9割**。他方、ccTLDでは**625社と多数の国内登録事業者が存在し**、同社の国内シェアは約4割。

日本のドメイン名の登録数(※1)

gTLD
⇒ 海外事業者が運用管理
・VeriSign(.com等)
・Afilias(.info等)
・NeuStar(.biz)等

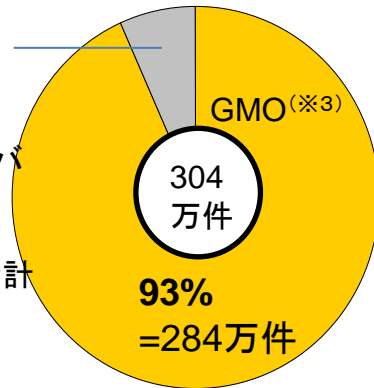


ccTLD
⇒ 国内事業者が運用管理
・JPRS(.jp)(※2)

日本のgTLD登録数に関する各社シェア(※1)

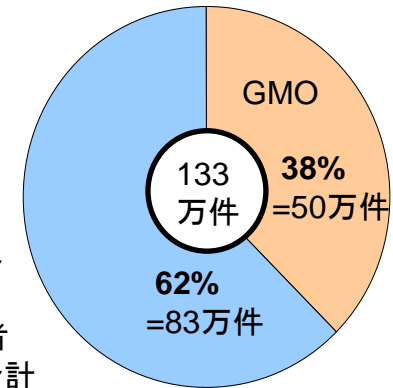
7%
= 20万件

・ネットオウル
・ファーストサーバ
・JPRS
・PSI 等
14社(GMO除く)の合計



日本のccTLD登録数に関する各社シェア(※1)

・paperboy&co.
・デジロック
・さくらインターネット
・NTT Com 等
JPRSの指定事業者
624社(GMO除く)の合計



(※1) ICANN及び(株)日本レジストリサービス(JPRS)の公表資料を用い試算(2013年4月時点)。ただし、海外のドメイン名登録事業者(海外レジストラ)を経由して取得したドメイン数等は含まない。

(※2) 日本唯一のトップレベルドメイン(TLD)名の管理運営事業者(レジストリ)であり、「.jp」を運用管理。2012年度売上げ32億円。

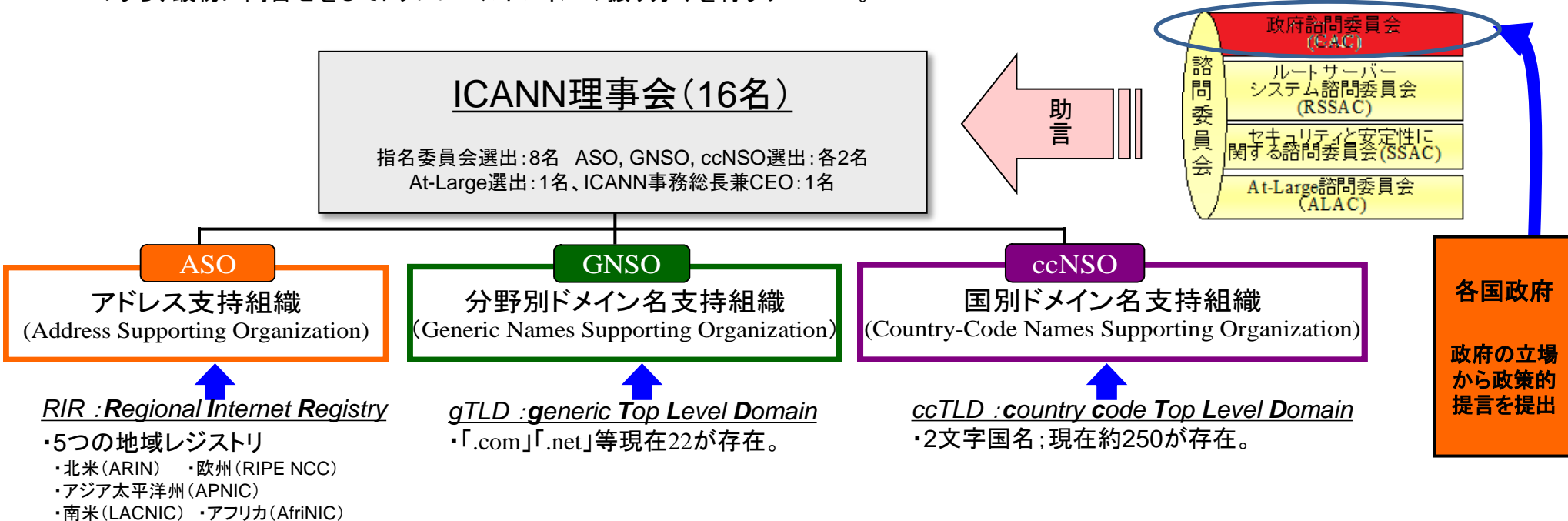
(参考) ICANNの概要

ICANN (Internet Corporation for Assigned Names and Numbers : アイキャン)

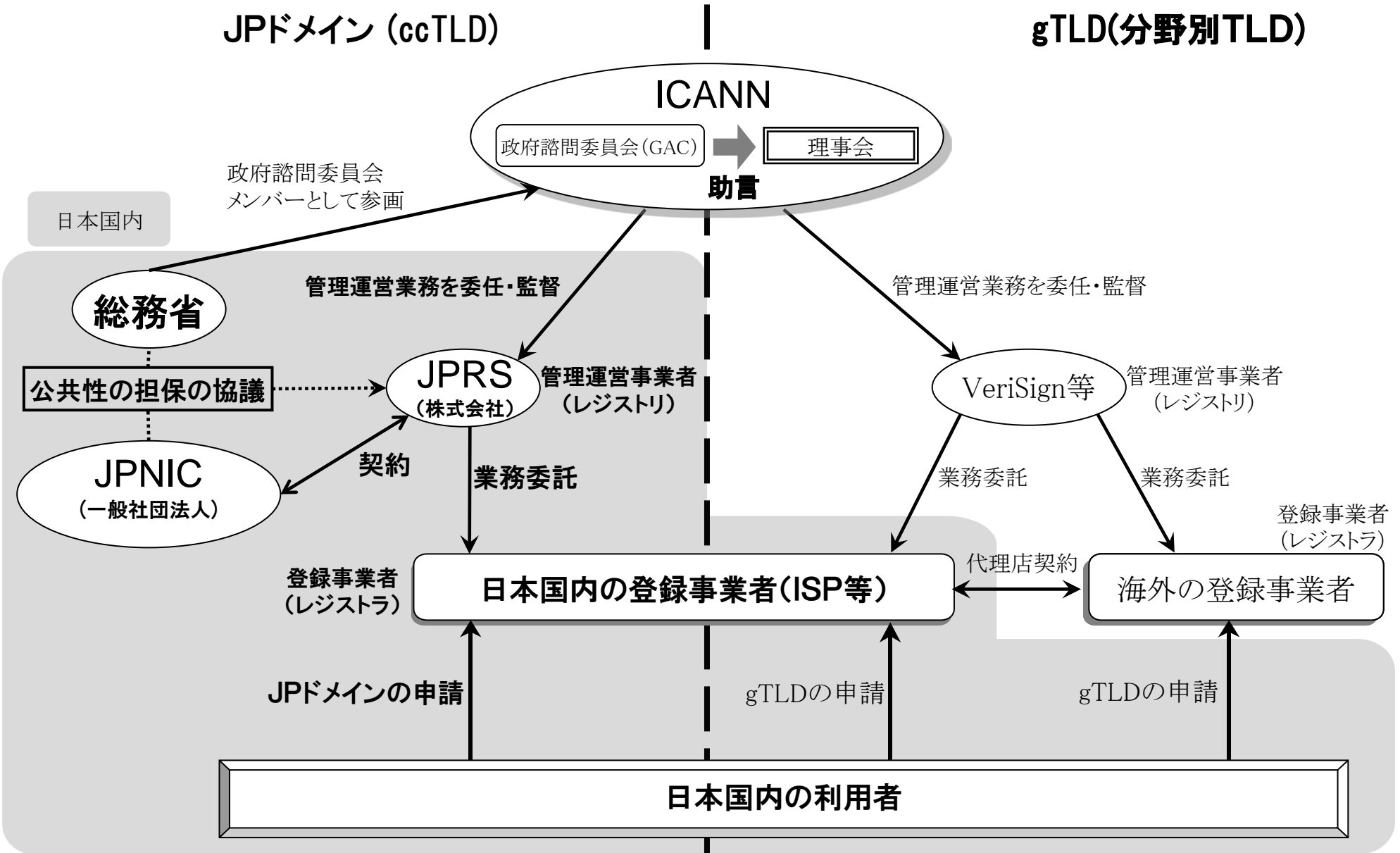
- カリフォルニア州非営利公益法人法に基づく非営利公益法人。
- 米国のインターネット資源管理の民営化方針に基づき、1998年10月設立。
- 米国政府(商務省)との取り決めに従い、下記の業務を実施。
 - ・ IPアドレスの割当およびドメインネームに関する調整。
 - ・ ルートDNSサーバー・システムの運用および展開の調整。
 - ・ これらの技術的業務に関連するポリシー策定の調整。 等

- ・ **IPアドレス**: インターネットに接続される個々の機器を識別するための番号。
- ・ **ドメインネーム**: IPアドレスを扱いやすくするため、文字列で表したものの。
- ・ **ルートDNSサーバー**: ドメインネームとIPアドレスとの対応付けを行うDNS(ドメインネームシステム)サーバーのうち、最初に問合せをしてトップレベルドメインの振り分けを行うサーバー。

※ ICANN理事会は、GACの助言をポリシーの制定、採択において然るべく考慮しなければならない。



ドメイン名の管理体制



JPドメインの管理運営機関の経緯

- 1970～1980年頃
米国国防総省研究所、米国国立科学財団、NASA等によりインターネットの研究を実施。その中では、複数の研究機関が参加するIANA (Internet Assigned Numbers Authority)※が、ドメイン名、IPアドレスを管理。
(※)米・南カリフォルニア大情報科学研究所でJon Postel博士が中心となって始めたプロジェクトグループ。
1998年10月に、IANAの業務はICANN(インターネットのすべてのドメイン名やIPアドレスを世界レベルで管理する国際機関)に移管。
- 1986年8月
IANAより、東京工業大学村井純氏(現在は慶應義塾大学教授)が、JPドメインの管理権限を委任。JPドメインは、当初ボランティアなグループ(学術研究機関※を中心に構成)が管理運営。
(※)東京大学、東京工業大学、慶應義塾大学など
- 1991年12月
利用者の増加により、JPドメインの管理運営団体として任意団体**JNIC設立**(1993年4月に**JPNIC(日本ネットワークインフォメーションセンター)**に名称変更)。JPドメインの登録ルールが明文化。
- 1993年11月
(株)インターネットイニシアティブがインターネット接続サービスの提供を開始。
- 1997年3月
JPNICが公益法人化。(当時、郵政省、科学技術庁、文部省、通産省の4省庁共管)
- 2002年4月
JPNICからJPRS((株)日本レジストリサービス)にJPドメインの管理業務が移管。業務移管にあたっては、**JPNICとJPRSとで覚書及び移管契約を締結**。この契約に基づき総務省がJPNICを介して間接的にJPRSを監督。
- 2013年4月
JPNICが一般社団法人化。

JPNIC・JPRS間の移管契約(抜粋)

JPドメイン名登録管理業務移管契約(2002年1月31日)

第1条 (目的)

1. 甲は、乙に対し、JPドメイン名登録管理業務（以下、「本件業務」という。）を、2002年4月1日（以下、「移管日」という。）をもって移管するものとする。但し、手続上の事由その他合理的な必要性があるときは、甲乙協議の上、移管日を変更することができる。
2. (略)

第13条 (JPRSの責任)

1. **乙は、本件業務が公共性を持つことを認識し、日本のインターネットコミュニティの健全な発展に寄与することを目的とし、かつ、全世界のインターネットコミュニティの発展にも資するように本件業務を運営する。**
2. 乙は、本件業務の公共性を担保するため、乙の内部に「JPドメイン名諮問委員会」を設置する。
3. **乙は、本件業務の公共性を担保するため、甲及び政府当局が共同で行う、次条に定める手続に従うことに同意する。**
4. 乙は、甲の制定するJPドメイン名紛争処理方針を採用し、その紛争処理手順を実施する。
5. 乙は、本件業務を公益的な信託に基づいて実施し、JPドメインそれ自体に関する財産権を主張しない。
6. 乙は、ICANNとのJPドメイン名登録管理に関するccTLDスポンサ契約に基づくポリシーを遵守しなければならない。
7. 乙は、ICANNから委任されるJPドメイン名登録管理者の受任者たる地位を、第三者に譲渡してはならない。
8. 乙は、受託者となる第三者がICANNの要求する技術資格を保有することを保証し、かつその旨ICANNに通知することなくして、ccTLDレジストリの技術的な運用業務の一部又は全部を第三者に委託することはできない。
9. 乙は、ccTLDレジストリの技術的な運用業務又はccTLDの運営・管理業務の一部又は全部を第三者に委託する場合、当該委託契約において、委任そのものが公共に属する権利の行使であり、財産権とはならないことを明記する必要がある。
10. 乙は、次条第7項によって承認されたエスクロー・エージェントと契約し、レジストリデータの預託を行う。
11. 乙は、次条第6項に定める手続きによって、再移管先が決定されるまでの間、本件業務を行う。
12. 乙は、再移管先が指定された場合、全ての関連するレジストリデータをその移管先に移転する。
13. 乙は、本件業務の遂行にあたり、関連する日本国内法令及び国際法・国際条約を遵守する。
14. 本条第1項から第13項までの事項は、乙が日本以外に本拠を移すこととなる場合にも適用される。

JPNIC・JPRS間の移管契約(抜粋)

JPドメイン名登録管理業務移管契約(2002年1月31日)

第14条 (JPドメイン名の公共性の担保)

1. 乙は、JPドメイン名諮問委員会の答申、及びそれに対する乙の対応等について、甲に対して随時報告を行う。甲は、速やかに政府当局に対してそれを報告する。
2. 乙は、財務及び経理等に関し、別途**甲乙協議の上決定**された事項について、甲に対して、少なくとも年1回**報告を行う**。甲は、速やかに政府当局に対してそれを報告する。
3. **甲及び政府当局は**、いずれか一方からの求めに応じて、乙が前条に定める責任事項に違反しているかについて**相互に協議を行い**、違反があると判断した場合は、乙に**改善を勧告する**。
4. 前項の勧告が、前条に定める責任事項に関する重大な違反によるもので、乙が正当な理由なくして違反状態を是正しない場合には、**甲及び政府当局は相互に協議の上**、乙に対して本件業務の**再移管の予告**を書面によって**通知する**。
5. 乙が、前項の予告通知を受けてから合理的な期間内に正当な理由なく違反状態を是正しない場合、**甲及び政府当局は相互に協議の上**、本件業務の**再移管を決定する**。
6. 乙が破産若しくは支払不能の状態になった場合、又は前項により再移管が決まったときは、**甲と政府当局は、相互に協議の上**、速やかに**新たな移管先を決定する**。
7. 甲及び政府当局は、乙が契約を行うエスクロー・エージェントについての承認を行い、乙は、当該エスクロー・エージェントと契約を結ぶものとする。
8. エスクロー・エージェントは、前項により再移管先が決定された場合は、速やかにレジストリデータを移管先に移転する。

注) 甲:JPNIC((社)日本ネットワークインフォメーションセンター) 乙:JPRS((株)日本レジストリサービス)

ICANN GAC原則（政府諮問委員会（GAC）の提案によるccTLDの委任と管理のための原則）（2000年2月）

4. 被委任者の役割

4.1 ccTLDの被委任者は、委任されたドメインの受託管理者であり、ISO 3166-1の文脈における当該国または地域の住民に奉仕する義務、およびグローバルなインターネット・コミュニティ（この用語の解釈は本文書の序文に示されている）に奉仕する義務を負う。そのポリシー策定の役割は、ccTLDの運用、管理、マーケティングと区別する必要がある。これらの機能を遂行するのは同一の組織でも異なる組織でもよい。ただし、当該政府または公的当局及びICANNの同意なしに、委任そのものを下請けさせること、ライセンス供与すること、あるいは売買することはできない。

5. 政府または公的当局の役割

5.1 当該政府または公的当局は、ccTLDの委任の対象となった国または地域の人々の利益を、最終的に代表している。したがって、**当該政府または公的当局の役割は、公共ポリシー、関連する法律および規制等の問題を考慮の上、ccTLDが公共の利益のために運用されることを確実にすることである。**

5.2 当該政府または公的当局は公共ポリシーの目標に対する責任を負う。公共ポリシーの目標には、透明性および差別のないビジネス慣行、あらゆる種類のユーザーに対してより多くの選択肢・より低い価格・より良いサービスを提供すること、個人のプライバシーの尊重、消費者保護の問題などがある。これらの利益を保護する責任を考慮の上、**当該政府または公的当局は、それぞれのccTLDに対する最終的なポリシー策定権限を持ち、それらが国内の公共ポリシー目標、法規制、および国際法や準拠国際条約などに違ふことなく運用されることを確実にすべきである。**

インターネットドメイン名を巡る課題

- JPDメインの管理は民間企業であるJPRSが一社で行っているが、**JPDメイン用サーバー(DNSサーバー)の運用に支障が発生すると、首相官邸(kantei.go.jp)、総務省(soumu.go.jp)、その他日本中の企業・個人等のJPDメインを有する電子メール、ホームページの利用ができなくなる**ことから、JPDメインは日本のインターネット基盤として極めて公共性が高い。
- JPRSに対する監督は、JPRSとJPNICとの間で結ばれた**契約に基づき、総務省がJPNICを介して間接的**に行うこととされている。また、2013年4月には、JPNICが公益法人から**一般社団法人**となったところ。(JPRSは電気通信事業者でないため、**設備規則等、電気通信事業法による規律の対象となっていない**。)
- JPRSは会社法^(*)に基づき貸借対照表の要旨のみ公開が求められているが、JPDメインの公共性に鑑み、その管理者たるJPRSに対しては、**より一層の情報公開**が必要ではないか。

注) 会社法 (平成17年法律第86号)
(計算書類の公告)

第四百四十条 株式会社は、法務省令で定めるところにより、定時株主総会の終結後遅滞なく、貸借対照表(大会社にあっては、貸借対照表及び損益計算書)を公告しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、その公告方法が第九百三十九条第一項第一号又は第二号に掲げる方法である株式会社は、前項に規定する貸借対照表の要旨を公告することで足りる。

(会社の公告方法)

第九百三十九条 会社は、公告方法として、次に掲げる方法のいずれかを定款で定めることができる。

- 一 官報に掲載する方法
- 二 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法
- 三 電子公告

米国のccTLDレジストリに係る契約(概要)

契約書 : DG 1 3 3 5 - 0 8 - CN-0002
(2007年10月18日締結)
商務省-neustar 間

1 契約解除

米国政府は、自己都合で、本契約または本契約の任意の一部を**破棄**する権利を持つ。

米国政府は、請負業者によるいかなる不履行が発生した場合にも、本契約または本契約の任意の一部を破棄することができる。

2 報告徴収、指導、助言等

米国政府は入札に係る物資及びサービスについて**検査**を行うことができる。また、不適合な物資の修理又は撤去及び不適合なサービスの**再提供**を、契約価格の増加なしに、請負業者に要求することができる。

3 重大事故時の政府関与

災害等の請負業者の合理的な制御範囲を超えた事象による債務の遅延等は、免責となる。請負業者はできるだけ早く**契約担当官に通知**しなければならない。請負業者は、できるだけ早く事態を修復し、事態が収拾したらその旨を契約担当官に通知しなければならない。

4 差別的取扱いの禁止

行動規範の遵守。請負業者は、**公平に差別**なくusTLDを管理し、**公共の利益**に沿ってusTLDを運営し、usTLDレジストラの専有情報を保護することを請負業者に要求する行動規範を採用する。

5 設備の維持義務

請負業者は、コンピュータの**セキュリティ計画を策定し、実施**しなければならない。また、請負業者は本計画を毎年更新し、要求に応じて、商務省の契約担当官と契約担当官技術代理に本計画を交付しなければならない。

請負業者は、個人によるアクセス制御といった技術的及び物理的なセキュリティ対策を確保する責任を負う**セキュリティ管理者を指名**しなければならない。請負業者は、契約前に指名される者の名前を提供するものとし、この人物は、提案におけるキーパーソンとして指定されなければならない。

請負業者は、本契約のキーパーソン条項に従い、当該ポジションに人員を変更する前に、通知し、商務省の契約担当官技術代理と協議しなければならない。

請負業者は、本契約の要件を満たすために用いた技術、手法、ソフトウェア、ハードウェア、ツールの詳細を含んだ**最終レポート**を、本契約の終了後60日以内に提出しなければならない。

請負業者は、セキュリティプロセス監査データを生成及び維持し、**年間監査レポート**を商務省の契約担当官と契約担当官技術代理に提供しなければならない。また、請負業者は、商務省の契約担当官技術代理の要求に基づき、具体的な監査データを提供しなければならない。

請負業者は、年間WHOIS精度レポートを準備し、提出しなければならない。本レポートは、発見及び報告された不正確なものを正すために取られたレビューおよび行動に係る統計的要約を含めなければならない。

英国のccTLDレジストリに係る規律(概要)

1 管理人の任命

大臣による管理人の任命(法*第124P条)

大臣は以下の場合に命令により管理人の任命ができる。

- 1 大臣が障害をレジストリに通知した場合であって、
- 2 陳述を行うために認められた期間を徒過し、
- 3 当該レジストリが適切な措置を取らなかったと大臣が確信した場

※ 参.: Digital Economy Act 2010に基づくCommunications act 2003のこと。以下同じ。

管理人に対する大臣の命令(法第124Q条)

大臣は命令により管理人によって実行されるべき職務および管理人の権限に関する規定を設けることができる。

2 規約変更命令

大臣が裁判所に対しレジストリの規約変更命令を申請(法第124R条)

大臣は以下の場合に規約変更命令を裁判所に申請することができる。

- 1 大臣が障害をレジストリに通知した場合であって、
- 2 陳述を行うために認められた期間を徒過し、
- 3 当該レジストリが適切な措置を取らなかったと大臣が確信した場合。

裁判所による規約変更命令(法第124R条)

裁判所は以下の内容の命令を発することができる。

- 1 レジストリの規約を変更する命令。
- 2 レジストリに対し、その規約の変更または指定された変更を裁判所の許可なく行わないことを求める命令。

障害の定義(法第124O条)

※ 1 管理人の任命 及び 2 規約変更命令 は(1)関連障害が(2)深刻であって、その障害を大臣が特定しレジストリに通知した場合にのみ行使できる。

(1)関連障害

以下の場合、条件を満たすインターネットドメインレジストリに関連障害が存在するものとする。

- ア レジストリまたは配下のレジストラもしくはエンドユーザのいずれかが、不公正でありまたはインターネットのドメイン名の不正使用を伴う所定の行為をなす場合、または、
- イ インターネットのドメイン名に関連する苦情を処理するためレジストリの講じる方策が所定の要求事項に適合していない場合。

(2)深刻であって

ある関連障害が以下のものに悪影響を及ぼしまたは悪影響を及ぼす可能性がある場合、当該障害は深刻である。

- ア 英国または英国の一部で提供される電子通信ネットワークまたは電子通信サービスの評判または利用可能性。
- イ 消費者または英国もしくは英国の一部の国民の利益。

3 報告徴収

OFCOMに対する報告徴収(法第134C条)

1 OFCOMは大臣から要求された場合、以下の事柄を行わなければならない。

- (1) インターネットのドメイン名に関して大臣に指定される事項についての報告を作成する。
 - (2) 当該報告を大臣に送付する。
- 2 指定される事項とは、特に以下の事柄を含む。
- (1) インターネットのドメイン名の割当および登録。
 - (2) インターネットのドメイン名の不正使用。

OFCOMによる公表(法第134C条)

OFCOMは本条に基づくすべての報告を、

- 1 大臣に送付した後、かつ
- 2 当該報告に興味を持ちそうであるとOFCOMが考える人の注意を引くために適切であるとOFCOMが考える方法で公表しなければならない。

フランスのccTLDレジストリに係る規律(概要)

大臣による指定(法^{※1}第L.45条、政令^{※2}第R.20-44-35、政令第R.20-44-36条、省令^{※3}第1条)

- 1 電子通信担当大臣は、公聴会を経て、規程により定められた期間(最短5年、最長10年)、省令によって各ドメインのレジストリを指定する。
- 2 必要に応じて官報には、レジストリ選定に付随する可能性のある指示が明示される。

※1 法：「郵便電子通信法」のこと。以下同じ。

※2 政令：「インターネットのドメインネーム割当てとその管理および郵便電子通信法典の施行規則を定める2007年2月6日付政令」のこと。以下同じ。

※3 省令：「《.fr》の付くアドレスとの通信に使われるインターネット・ドメインネームシステムのトップレベルドメイン群において、ドメインネームの割当てと管理を担当するレジストリを選定する2010年2月19日付省令」のこと。以下同じ。

大臣による取消(法第L.45条、政令第R.20-44-41条)

- 1 電子通信担当大臣は、第L.45条第1項乃至第6項までに明記された原則^{※4}を、レジストリが遵守するよう監視する。これらの条項についてレジストリの無理解がある場合、又はレジストリが自らの業務を円滑に遂行する上での金銭的、技術的な能力に欠ける場合、大臣は、所見を述べた上で、当該レジストリの指定を取り消すことができる。

※4 原則：ドメイン名の割当ておよび管理に関する非差別及び透明性の原則、レジストリ及びレジストラのドメインネームの割当てと管理に関する価格の公表 等

大臣による報告徴収(法第L.45条、政令第R.20-44-40条)

- 1 各レジストリは、毎年6月29日までに電子通信担当大臣に対し前年の活動についての報告書を提出すること。
- 2 ドメインネーム割当てを規制する全体利益原則^{※5}の遵守に関して、電気通信担当大臣から要請があれば、これに応じなければならない。

※5 全体利益原則：次のような場合に、ドメインネームの登録及び更新を拒否する、又は廃止することができること。

公序良俗に反する恐れがある場合、知的財産権又は人格を侵害する恐れがある場合、国・地方の組織若しくは公共サービスと同じドメインネームの場合等。

差別的取扱いの禁止(法第L.45-1条、法第L.45-4条、政令第R.20-44-50条)

- 1 ドメインネームの割当て及び管理は、通信の自由、企業経営の自由、及び知的財産権の尊重を保証し、非差別並びに透明性の原則に従い公益に資するよう行うものとする。

価格の公表(法第L.45-5条、政令第R.20-44-37条)

- 1 レジストリ及びレジストラは、ドメインネームの割当てと管理に関する価格を公表するものとする。

データベースの権利(法第L.45-5条)

- 1 レジストリ及びレジストラはドメイン名を保持する個人及び法人の確認に必要なデータを収集せねばならず、そのデータベースについての権利全体は国が保持する。

新たな分野別トップレベルドメイン(gTLD)について

経緯

- 「.com」「.net」等の分野別トップレベルドメイン名(gTLD)は現在22種類存在するが、ICANN (Internet Corporation for Assigned Names and Numbers(※))は、地名や企業の名称など新しいgTLD(新gTLD)の導入のため、2011年6月、新gTLDの承認プロセスを策定した。

※インターネットのすべてのドメイン名やIPアドレスを世界レベルで管理する国際機関。

- これを受け、ICANNは2012年1月12日から5月30日まで新gTLDの申請を募集し、**1,930件の申請(日本71件(※))**があった。ICANNは申請結果を公表し、異議申立て等を受け付けた。
- ICANNにおいて、申請を受け付けた新gTLDについて審査を継続中。

※その後、2件の申請取下げがあり、現在69件について審査中。

日本企業の申請状況

①社名・ブランド名・・・50件

- 【電気機器】CANON(キャノン(株))、EPSON(セイコー・エプソン(株))等
- 【自動車】HONDA(本田技研工業(株))、TOYOTA、LEXUS(トヨタ自動車(株))等
- 【通信事業】DOCOMO((株)NTTドコモ)、KDDI(KDDI(株))等
- 【インターネット】GREE(グリー(株))、GOO(NTTレゾナント(株))等
- 【化学・薬品】HISAMITSU(久光製薬(株))、TORAY(東レ(株))等
- 【放送事業】NHK(日本放送協会)
- 【その他】KONAMI(コナミ(株))、NISSAY(日本生命)等

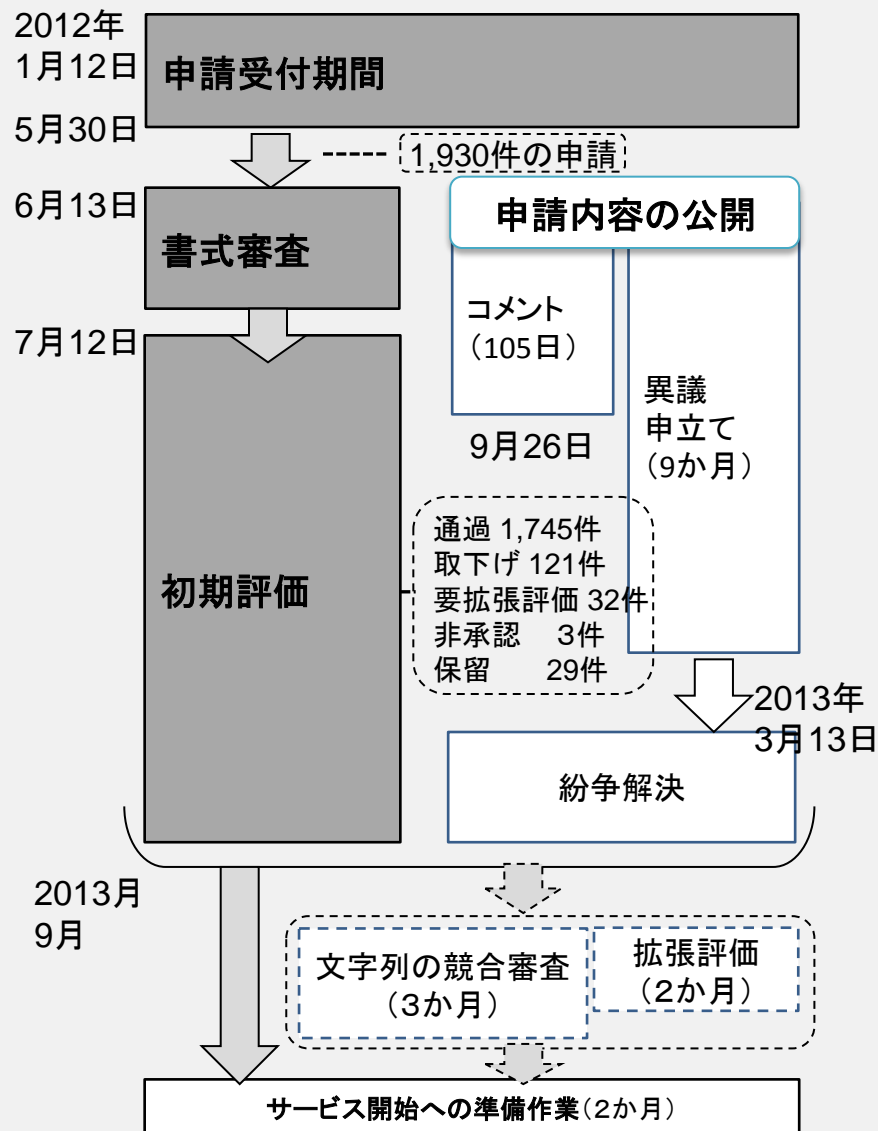
②地理的名称・・・8件

NAGOYA、OSAKA、TOKYO、YOKOHAMA(以上4つ、GMO(株))等

③一般名称・・・11件

BLOG、DESIGN(以上2つ、(株)ベツト)等

サービス開始までのスケジュール



※日付については、ICANNにより公表されたものを基に記載。(2013年8月末時点)

新たなgTLDの日本からの申請状況(全69件^(※))

(※)日本からの全ての申請は初期評価を通過。(2013年8月末時点)

①社名・ブランド名・・・50件

電気機器、建設機械	16件	BROTHER(ブラザー工業(株))、CANON(キャノン(株))、EPSON(セイコー・エプソン(株))、FUJITSU(富士通(株))、HITACHI((株)日立製作所)、KOMATSU((株)小松製作所)、NEC(日本電気(株))、SHARP(シャープ(株))、NIKON((株)ニコン)、PANASONIC(パナソニック(株))、PIONEER(パイオニア(株))、RICOH((株)リコー)、SONY、PLAYSTATION(ソニー(株))、TOSHIBA((株)東芝)、TDK(TDK(株))
自動車	9件	BRIDGESTONE、FIRESTONE((株)ブリジストン)、HONDA(本田技研工業(株))、NISSAN、DATSUN、INFINITI(日産自動車(株))、SUZUKI(スズキ(株))、TOYOTA、LEXUS(トヨタ自動車(株))
通信事業	4件	DOCOMO((株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ)、KDDI(KDDI(株))、NTT(日本電信電話(株))、SOFTBANK(ソフトバンク(株))
インターネット	4件	NICO((株)ドワンゴ)、GREE(グリー(株))、 <u>GOO</u> (NTTレゾナント(株))、SAKURA(サクラインターネット(株))
化学・薬品	4件	HISAMITSU(久光製薬(株))、MTPC(田辺三菱製薬(株))、OTSUKA(大塚ホールディングス(株))、TORAY(東レ(株))
放送事業	1件	NHK(日本放送協会)
その他(サービス、小売、不動産等)	12件	ABLE((株)エイブル)、CHINTAI((株)CHINTAI)、DNP(大日本印刷(株))、YODOBASHI、GOLDPOINT(ヨドバシカメラ(株))、JCB((株)ジェーシービー)、JPRS((株)日本レジストリサービス)、KONAMI(コナミ(株))、LIXIL((株)住生活グループ)、LOTTE((株)ロッテホールディングス)、MITSUBISHI(三菱商事(株))、NISSAY(日本生命)

②地理的名称・・・8件

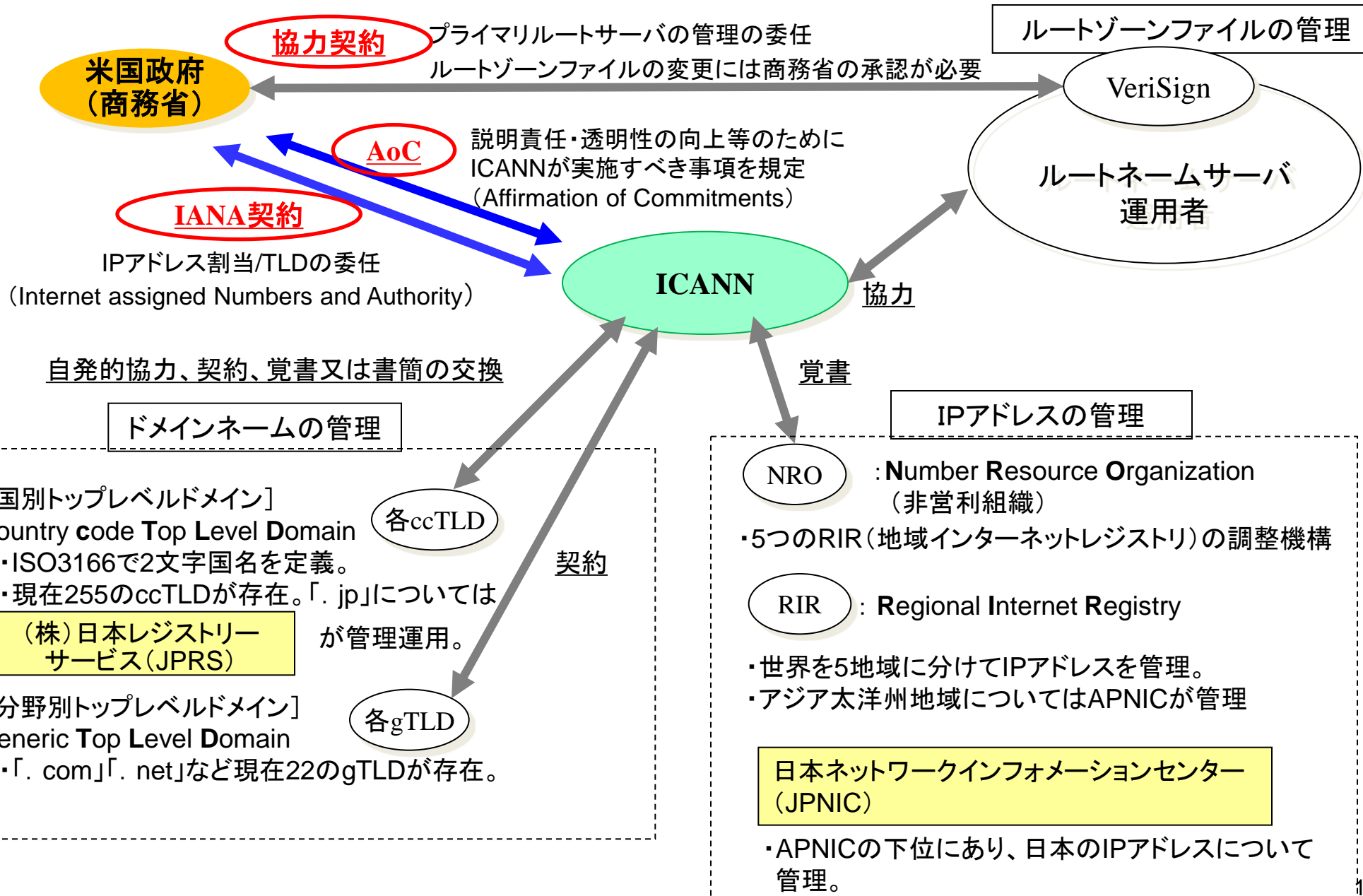
NAGOYA、OSAKA、TOKYO、YOKOHAMA(以上4つ、GMO(株))、OKINAWA、RYUKYU(以上2つ、ビジネスリアート(株))、OSAKA(インターリンク(株))、KYOTO(京都情報大学院大学)

③一般名称・・・11件

BLOG、DESIGN(以上2つ、(株)ベット)、GGEE、GMO、INC、MAIL、SHOP(日本から2件の申請。)、(以上5つ、GMO(株))、EARTH、MOE、SITE(以上3つ、インターリンク(株))

(注)下線は、重複のある申請(文字列の競合調整が必要なもの)。

ICANNにおけるインターネット資源管理における現行の枠組み



インターネットガバナンスをめぐる主な対立構造

- 現在、IPアドレスやドメイン名等のインターネット資源は、ICANNにより一元的に管理され、インターネット資源の管理(インターネット・ガバナンス)に関する方針は、ユーザやドメイン名管理者等に加え各国の政府機関も参画するマルチステークホルダプロセスにより決定されている。
- 先進国は現行のインターネット・ガバナンスの枠組みを支持。これに対して、ロシア、ブラジル、アラブ諸国等は、現行の枠組みではなく、国やITU等の国際機関の管理強化を主張。

ロシア、ブラジル、アラブ、中国等の主な意見

- サウジアラビアなどアラブ諸国は、インターネットはある一国(米国)に管理されているとしてICANN体制を強く批判。(2012年5月 国連開発技術委員会オープンコンサル)
- 旧ソ連諸国は、ITR改正の議論において、加盟国による番号、名前、ID及びアドレス資源の競合配分メカニズム(ICANNに代わる体制を意図)の提供を提案。(2012年12月 WCIT)
- **ブラジルは、インターネットに関連する国際公共政策の議論において、インターネット・ガバナンスにおける政府やITUの役割の強化が必要。インターネット資源の割り当て等に関し、各国同士が対等な役割がある。**(2013年5月 WTPF)

日、米、欧州等の主な意見

- インターネットガバナンスについて、政府、企業、市民社会がそれぞれの役割を果たすマルチステークホルダーアプローチが最善の方法であることを再確認する。(2012年5月 日英共同声明)
- 現行のインターネット・ガバナンスの体制は、適切にマルチステークホルダモデルであり、全てのステークホルダが関与しているという点で包括的(inclusive)にデザインされている。(2013年5月 WTPF、米国)